

「滋賀県史のあり方検討懇話会」の検討状況について

(1) 懇話会の開催状況

- 第 1 回会議 令和 4 年 5 月 3 1 日(火) ・ 県史編さんの意義、目的について  
・ 県史が対象とする年代について  
・ 県史の構成について  
・ 県民参加の方法について
- 第 2 回会議 令和 4 年 7 月 6 日(水) ・ 滋賀県史編さん大綱(素案)について

(2) 第 2 回懇話会までの主な議論の内容

滋賀県史編さん大綱(素案)・主な意見
<p>○目的</p> <p>1.本県は、古くから多くの人の往来があり、滋賀の文化を守りつつも外部から新しい風を取り入れ、時代に応じて変化し続けることによって発展してきた。これまでの本県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、その歴史を学ぶことに寄与する。</p> <p>2.ふるさと滋賀への一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として、子供を含む後世の幅広い世代に伝える。</p> <p>3.県の歴史を伝える貴重な関連資料を収集・保管し、その散逸防止を図る。</p> <p>《主な意見》</p> <p>・「多様性」といった視点が重要視されてきており、未来に向けた視点として入れられるとよいのではないかと思う。</p>
<p>○方針</p> <p>1.滋賀県の歴史的な変遷を日本および世界の歴史的な流れの中に位置づける。</p> <p>2.最新の調査・研究の成果を広く取り入れ、公文書等の一次資料等に基づき整理を行い、高度な学術研究の水準を持つものとする。</p> <p>3.できる限り平易な表現で分かりやすく記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、広く県民に親しまれるものとする。また、インターネットやスマートフォンなどのICTも活用し、県史へのアクセス性にも配慮する。</p> <p>4.県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能となるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力を得ながらその保全を図る。</p> <p>5.編さんにあたっては、県民の理解と協力のもとに進められるよう取り組む。</p> <p>《主な意見》</p> <p>・QRコードを活用した検索、タブレットで見られる電子図書、手に取りやすい簡略版の作成など、若者や子供がアクセスしやすいようにすべき。</p> <p>・紙媒体の書籍とともに電子書籍化することは、現在の需要に合致している。</p> <p>・県民に所有する資料の提供をお願いするだけでなく、県民に「所有資料を提供してやろう」という参加意識を持ってもらうことが大事。</p>

## ○県史の構成

県史は明治維新から滋賀県誕生150年に当たる令和4年までを主たる対象とする近現代史とし、資料編2巻、通史編4巻、年表のほか、簡略的に叙述した概説および写真・地図等による図録により構成されるものとする。

### 《主な意見》

- ・過去の第一期県史では、近代については書かれていない分野があるなど行政史的な形になっており、記述も簡略なものとなっている。また、第二期県史は、二次資料の活用が多い。明治以降から現代まではもう1回やり直すべき。
- ・古代以降を対象とする可能性はあるが、かなりの大事業になる。県政150周年ということでの企画であり、滋賀県誕生から現代までという形でよいのではないか。
- ・現代というのがどこまでかということについては、県政150周年だから、150年にあたる今年までを対象期間とすべきでないか。
- ・「なぜ明治維新以降なのか」についての記載が必要。
- ・年代別にして、その中で分野別に書いていくという人が多いように思う。その方が、編さん過程で分野ごとに議論ができるし、読み手の県民の皆さんもその方が分かり易いのではないか。
- ・他の自治体での経験からは、資料編2巻、通史編4巻、年表1巻ぐらいが適当のように思う。
- ・他の自治体の例では、A5版ではなく割と大きな冊子で出されているところもある。本文中に地図を入れて大きな版にする場合や、県史の簡略版を大きな版の別冊子で出すことも考えられるのではないか。

## ○期間

県史の編さんに要する期間は、令和5年度から令和19年度までの15年間を目途とする。

### 《主な意見》

- ・他の自治体史の編さん経験から、最低15年は要すると思われる。

## ○組織

県史の編さんに当たって、滋賀県史編さん委員会、県史編集委員会、専門部会および滋賀県史編さん事務局を置く。

1. 滋賀県史編さん委員会は、県史の編さんに関する重要事項を審議する。
2. 県史編集委員会は、編集委員長、副編集委員長および専門部会の長で構成され、県史の編さんに関する企画および専門部会間の調整を行う。
3. 専門部会は、専門部会長および専門知識を有する学識者で構成され、各分野について県史編さんに関する企画および必要な資料の調査、執筆、編集等を行う。

滋賀県庁内に県史編さん事務局を設け、県史編さんに必要な資料の調査・整理、執筆・校正および編集の補助、事業全般の庶務等を行う。

### 《主な意見》

- ・組織的には、全体を仕切る編さん委員会が一番上部にあって、その下に実務の組織として部会があるが、この2つの間に部会間の調整をする部会長会議のような組織が必要。
- ・実際に県史を執筆するのは「編集委員会」になるが、「編さん委員会」の関与の仕方を含め、各組織の役割を明確にしておく必要がある。

### ○県民への情報提供等

県史の編さんにあたっては、県民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や調査研究の成果に関する情報を、ホームページでの公開やニュースレターの発行などにより、広く県民に提供する。

#### 《主な意見》

- ・ 部会長や執筆者による講演会の開催もしてはどうか。
- ・ 他の自治体では、ニュースレターのようなものを季刊ぐらいで出して、県民からの資料提供を呼び掛けるなどコミュニケーションの場としても活用している例がある。
- ・ 県民に親しまれ、将来に提供できる資料となる県史とすべき。
- ・ 発刊後に県史のエッセンスを紹介する講演会を開催するなど、県史へのアクセスを便利にすることも大事。
- ・ 県のホームページ内にサイトを設けてスマホなどで簡単に資料にアクセスできると親しみ易くなる。

### (3) 今後の検討スケジュール

---

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ・ 令和4年9月1日(木) | 第3回懇話会開催       |
| ・ 令和4年10月     | 第4回懇話会開催       |
| ・ 令和4年11月     | 県民政策コメントの実施    |
| ・ 令和5年2月      | 「滋賀県史編さん大綱」の策定 |